

日本化学会会員へのアピール

大学における環境・安全に関する管理と教育の徹底を呼びかける

日本化学会会長 瀬谷 博道
環境・安全推進委員会委員長 小尾 欣一

「日本化学会会員行動規範」「環境憲章'99」にあるように、化学物質の安全管理にとどまらず環境・安全全般に十分配慮した教育・研究等の活動を行うことは、化学を専門とする本会会員及びその集団である本会が率先して実践すべき責務である。

先に国立大学長に宛てた大学の環境安全に関する書簡(下記 平成14年9月2日付)に述べたが、国立大学は国立大学法人化に伴い、教育・研究環境について人事院規則から労働安全衛生法の適用に移行することになる。しかし、国立大学の実態はこれら規則や法の定めとは乖離した状況にある。また、同様の移行は多くの公立大学においても予見され、私立大学はすでに労働安全衛生法の適用下にある。化学物質の管理に深くかかわる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(いわゆるPRTR法)が平成13年度より施行されたことも大学における環境・安全管理の徹底を課している。本会では、この事態を憂慮し、その改善に向けてすでに3回のシンポジウムを開催したところである。

本会会員においては、この機会を積極的にとらえ、大学における教育・研究環境のあり方を熟慮してその格段の改善に努められたい。その際、以下の点に配慮して改善の方策を実践することを呼びかける。

1. 労働安全衛生法等の環境安全に関する法の趣旨を理解し、その遵守に取り組むこと。直ちに実施が困難な場合でも、実施の年次計画を立て優先課題から早急に着手し完全遵守を目指すこと。
2. 労働安全衛生法は、契約関係にある労働者の災害を防止し快適で安全な労働環境を確保するためのもので、狭義には学生が含まれない可能性がある。しかし、学生は大学の重要な構成員であり、学生の安全を守ることは果たさなければならない責務である。このことを考えると、学生のために安全で快適な教育・研究の場を確保することは、最優先課題といわねばならない。
3. この機会を活かして、大学における環境・安全教育の一層の充実に取り組み、さらに、みずから環境・安全倫理の範を示すこと。